

○農林水産省告示第千八百八十六号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示（令和元年十二月二十日農林水産省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十五日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

				改 正 後
(略)	愛知県	(略)	都道府県名	
(略)	豊橋市 一宮市 津島市 豊田市	(略)	指定市町村名	
(略)	平成三十年四月一日 平成二十九年四月一日 平成三十年七月一日 令和四年一月一日	(略)	指定の効力発生の日	
				改 正 前
(略)	愛知県	(略)	都道府県名	
(略)	豊橋市 一宮市 津島市 (新設)	(略)	指定市町村名	
(略)	平成三十年四月一日 平成二十九年四月一日 平成三十年七月一日 (新設)	(略)	指定の効力発生の日	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。